

相模原市スポーツ少年団登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、相模原市スポーツ少年団本部運営規程第6条に基づき、スポーツ少年団、団員及び指導者の登録に関することについて定める。

(対象)

第2条 スポーツ少年団は、原則として小学生以上の団員10名以上と20歳以上の指導者1名以上で構成されている団体とする。

2 団の代表者は20歳以上とし、2団以上の代表者を兼ねることはできない。

(登録)

第3条 登録にあたっては、相模原市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）の所定する登録用紙をもって、毎年4月1日から6月30日までの期間中にスポーツ少年団単位で本部に申請する。

2 新規に登録を行うスポーツ少年団は、前項の申請を行う前に、各種目協会（別表1）がある場合は、その種目協会代表者の承認、種目協会がない場合は、スポーツ少年団常任委員会（以下「常任委員会」という。）の承認を得ること。なお、申請の期間については前項にかかわらず随時とする。

3 第1項の登録料は無料とする。

4 第1項の申請を受理した時点で登録とする。

5 登録内容の変更、指導者及び団員の追加については、随時行う。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、その年の4月1日から年度末日までとする。ただし、前条に定める登録を行ったもののうち、新規に登録を行ったスポーツ少年団（以下「新規登録団」という。）の有効期間は、登録の日から、その年度末日までとする。

(新規登録団への交付)

第5条 本部は、新規登録団に対し、団認定証及びスポーツ少年団旗を交付する。

2 団認定証及びスポーツ少年団旗は、退団するまで保持しなければならない。

(資格)

第6条 第3条の登録を行ったスポーツ少年団、団員及び指導者は、本部が実施する事業等の権利を有する。

(登録の取り消し)

第7条 第3条の登録を行ったスポーツ少年団、団員及び指導者が、相模原市スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められたとき、もしくは本部が実施する事業等に消極的と認められたときは、常任委員会の決議により登録を取り消すことができる。

(退団及び休団)

第8条 スポーツ少年団が退団する場合は、種目協会がある場合はその種目協会代表者の承認、種目協会がない場合は常任委員会の承認を得たうえで、本部の所定する用紙により申請するものとする。

(1) 申請をもって退団とする。

(2) 退団後、スポーツ少年団旗は本部に返還する。

2 スポーツ少年団が休団する場合は、本部の所定する用紙により申請するものとする。

(1) 申請をもって休団とする。

(2) 休団できる期間は、その年度末日までとし、翌年度以降は、原則認めない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、登録に関して必要な事項は、常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日に遡って適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日に遡って適用する。